

えいおうキング

《発行》山形市農業振興協議会
＜問い合わせ先＞
農政課 就農・経営支援係
Tel 641-1212 内線 430

第21回山形市農畜産物フェスティバル 農産物フリーマーケット参加者募集！

- ① 目的 山形市の安全安心で新鮮な農畜産物の即売、関連イベントなど、消費者とのふれあい・交流を通して、本市農業のアピールと農畜産物のおいしさをPRし、本市農業の消費拡大と地産地消の推進を図る。
- ② 日時 令和3年10月16日（土） 10：00～
- ③ 場所 県民ふれあい広場 芝生広場（霞城公園東大手門の東側）
（「山形市認定農業者連絡協議会」でブース確保）
- ④ 内容 自分で生産、加工した農畜産物の販売
- ⑤ 申込 令和3年8月24日（火）まで電話でお願いします。
- ⑥ 留意点
 - ・電気をご使用の際は、発電機等で各自対応いただくことになります。
 - ・コンロ、鉄板等を持ち込む際は、その旨ご連絡ください。
 - ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度は飲食（試食含む）を伴う出店は見合わせる方向で調整しております。

※なお、今後の新型コロナウイルス感染状況を踏まえて、開催の可否を含めて開催内容や時間が変更される場合もありますので、ご了承ください。



【申込・問い合わせ】

山形市認定農業者連絡協議会事務局
（山形市農政課 就農・経営支援係）

【裏面もあります】

耕作放棄地解消支援事業をご活用ください

耕作放棄地の再生利用・支援策をお知らせいたします。

耕作放棄地を解消し営農を行う場合の支援策として、山形市耕作放棄地解消支援事業が
ございます。

取り組みを希望される場合は、下記によりご相談ください。

◎耕作放棄地解消支援事業について

○対象者及び対象農地は次のとおりです。

- ① 農業者若しくは農業者団体
- ② 次の全ての要件を満たす農地
 - ・ 山形市内
 - ・ 自己所有地以外
 - ・ 荒廃の程度が一定以上（解消事業費により判断されます）
 - ・ 農業委員会の調査により、荒廃農地と判断された農地

※詳しくは下記“本事業活用のポイント”をご覧ください。

○再生利用活動（耕作放棄地を再生し、利用する取り組み）

再生作業（障害物除去、土づくり、営農定着等）

- ・ 荒廃の程度、再生に要した経費に応じ、10a当り、3万円又は5万円を補助します。

○本事業活用のポイント

- ・ 農地の貸借契約等により、土地所有者に代わり再生作業を行う方が対象となります。
※売買の場合は要相談
- ・ 再生作業を行うに当たり、再生費用が6万円/10a以上必要とする耕作放棄地であること。
- ・ その他の要件など詳細については、お問い合わせください。

◎相談について

令和4年度の事業として事前相談を受け付けいたします。

- ・ 相談期間 令和3年9月30日まで
- ・ 必要書類 地名地番、所在、面積等のわかるもの、見積書（参考）をご準備ください。

お問い合わせ

山形市役所 農政課 農政企画係

641-1212 (内429.437)

山形市6次産業化ビジネスチャレンジ支援事業費補助金

山形市では、農業の振興と活性化を図るため、農畜産物の生産だけではなく、加工・販売を含めた、農業を起点とした6次産業化の取り組みを支援します。

1. 補助の対象事業

○ビジネスチャレンジ支援事業

- ・自らが生産する農畜産物を加工した新商品の開発等に係る事業
- ・自らが生産する農畜産物を加工した試作品の販売等に係る事業
- ・体験農場、観光農園、農家レストラン等新たな販売方式の導入に係る事業
- ・その他市長が必要と認める事業

○販路拡大支援事業

農産物及び加工商品の販路拡大等に向けた、商談会、見本市等への出展に係る事業

○グリーン・ツーリズム推進事業

体験農場、観光農園、農家レストラン、産地直売所等が誘客拡大に取り組む場合に必要となる施設・設備等の整備に係る事業

2. 事業対象者 市内に住所を有し、農畜産物を販売目的で生産・加工する農業者等とする。

3. 交付の補助率と補助限度額

(1) ビジネスチャレンジ支援事業

農業者等自ら取り組む場合 2/3 上限25万円

商工業者等と連携する農業者等が取り組む場合 1/2 上限50万円

(2) 販路拡大支援事業 1/2 上限25万円

(3) グリーン・ツーリズム推進事業 1/3 上限50万円

※ただし、総事業費10万円以上のものを対象とする。

4. 申込方法

下記の提出書類を山形市役所農政課まで提出してください。

※申請書等は市農政課で受領するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

山形市ホームページ：<http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/>

5. 提出書類

申請書、事業計画書、補助事業に係わる経費の見積書、その他付随する資料(カタログ等)

6. 募集期間

令和3年8月2日(月) ~ 令和3年8月31日(火)

【公募終了後のスケジュール】

9月に外部委員を含む補助金交付対象者決定審査会を開催し、事業主体がプレゼンテーションを行います。6次産業化の取り組みの実現性や創意工夫性などをポイントとして、意欲的な6次産業化の取り組みに対し、補助金交付対象事業者として決定します。

※提出の前に、申請内容等について事前に担当にご相談下さい。

【お問い合わせ】

担当 農林部農政課 6次産業推進係

電話 023-641-1212 (内線431)

【裏面もあります】

販路開拓・拡大に役立つ情報を直接お届けします！！

山形市農政課には、商談会や物産展、イベント等の出展者募集など情報が寄せられます。

そこで、農畜産物や農産加工品等の販路開拓・拡大を目指す農業者の皆様へ、役立つ情報を直接メールでお届けいたします。

情報提供を希望される農業者の方は、下記の農政課メールアドレス宛に、件名にメーリングリスト登録希望の旨、本文に住所・氏名を記載したEメールを送付してください。

山形市農政課メールアドレス：nousei@city.yamagata-yamagata.lg.jp

(例：送付メール)

宛先：nousei@city.yamagata-yamagata.lg.jp

件名：商談会等の情報用メーリングリストの登録について

本文：山形市農政課 6次産業推進係 あて

情報について、メールの受信を希望します。

ご本人住所：山形市〇〇町〇〇番地

氏名：〇〇 〇〇



問合せ先：山形市農政課 6次産業推進係

TEL：641-1212 内線431

樹園地を若手農業者へ引継ぎませんか？

新規就農で果樹を始める場合、木が生育し、収入を得られるようになるまで時間がかかります。そこで、新規就農者が規模縮小する農業者の方から園地をそのまま引き継ぐ形の就農を促進できないかと考えております（引き受け手は新規就農者に限らず、規模拡大を考えている農業者でも可）。果樹栽培の規模縮小を考えている方は、木を倒す前に一度農政課にお気軽にご相談ください。また、周囲の認定農業者以外の農業者の方にも、同様の内容をご周知いただけると幸いです。

【お問い合わせ】 山形市農政課 就農・経営支援係(内線430)

農業用ビニールハウスの強風被害対策について

近年、台風等の強風による農業用ビニールハウスへの破損被害が見受けられます。被害予防への一環として、農業用ビニールハウスの点検を行いましょう。

【チェック項目】

被覆資材	被覆資材に破れや穴が空いていないか確認する。 ※破れや穴があったら拡大しないようテープ等で補修する。
ビニペット	ビニペットの緩み、外れ、腐食を点検し、被覆資材をしっかり固定する。
ハウスバンド	アンカーやらせん杭等の点検を行うとともに、ハウスバンドの締め直し等を行う。

【対策】

①	ハウスバンド間隔を狭くして被覆資材のバタツキを防止するとともに、マイカー線やマイカーどり等を点検し、ハウスサイドからの風の流入を防止する。
②	強風で出入り口引き戸が移動したり外れたりしないよう固定し、出入り口からの風の流入を防止する。
③	ハウス周辺のもののが飛ばないように、できるだけ片づけておく。 ※強風の中での作業は危険を伴うので、日頃より気象情報に注意を払い、事前に安全性に配慮し、作業を行うようにしましょう。

セーフティネットに加入し、災害に備えましょう

十分な被害対策をおこなっていても、近年は予期せぬ災害が多発しています。

農業経営を維持・発展するためにも、農業者自らがリスクに対し必要な備えをすることが重要です。

園芸施設共済は、充実した補償内容で大切なハウスの万が一の被害にしっかり備えられます。

また、ハウス内の作物の被害には、施設内農作物の補償の追加や収入保険へ加入し災害に備えましょう。

詳細については、山形県農業共済組合本所 園芸部(TEL023-656-8978)にお問い合わせください。

